# 長期履修学生制度

長期履修学生制度は、職業等に従事しながら学習を希望する社会人学生の就学の便宜と授業料の軽減を図る目的で、標準修業年限（２年）を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し修了することができる制度です。

## １．対象者（申請資格）

① 企業などの常勤の職員又は自営業者
② 出産、育児、介護などを行う必要がある者
③ 研究科委員会が適当と認める者

## ２．申請手続き

（入学志願者）出願と同時に次の書類を入試課へ提出してください。
（在　学　生）指導教員と相談し、原則として１年次の場合は２月末日、２年次の場合は８月末日までに次の書類を教務課に提出してください。

① 長期履修学生制度申請書（様式１）
② 在職証明書又は在職が確認できる書類（申請資格①に該当する者）
③ 長期履修学生を申請する理由が確認できる書類（申請資格②または③に該当する者）

## ３．在学期間及び在学期間の短縮

・在学期間は最長４年間です。（休学期間は含みません）
・許可された在学期間の短縮を希望する場合は、指導教員に相談し、長期履修学生在学期間短縮申請書（様式２）を前年度９月末日までに教務課に提出してください。

## ４．授業料

| | 在学期間 | 長期履修学生の学納金年額（※前期・後期に分けて納付） |
|---|---|---|
| １年次から長期履修 | ３年 | 学納金（年額）×２年（標準修業年限）÷３年（在学期間） |
| | ４年 | 学納金（年額）×２年（標準修業年限）÷４年（在学期間） |
| ２年次から長期履修 | ３年 | １年次：正規学納金（年額）<br>２、３年次：正規学納金（年額）÷２年（残余の在学期間） |
| | ４年 | １年次：正規学納金（年額）<br>２、３、４年次：正規学納金（年額）÷３年（残余の在学期間） |

※　長期履修に関する学納金の扱いについては経理課に相談してください

# 教育訓練給付制度

一定の条件を満たした方は、修了後に最大10万円が給付される教育訓練給付制度（一般教育訓練）に申請することができます。
＊有職・非有職であるかを問わず、社会経験２年以上の方を対象としています。

# 学群開講科目の履修

大学院では、学群の開講科目を履修することができます。
大学の科目等履修生規程に基づいて、所定の履修願書を教務課へ提出してください。詳しくは教務課窓口でご相談ください。